

府子本第215号
27文科初第577号
雇児発0714第1号
平成27年7月14日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会
殿

内閣府子ども・子育て本部統括官

武川光夫

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

小松親次郎

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

安藤よし子

(印影印刷)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令の公布について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号。以下「法」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一

部を改正する命令（平成 27 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 5 号。以下「令」という。）については、平成 27 年 6 月 26 日に公布されたところですが、その内容は下記のとおりですので、各都道府県知事、各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、教育委員会等の関係部局と連携の上、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 保育所型認定こども園の認定の有効期間の廃止（法第 6 条及び令関係）

都道府県知事（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所（以下「保育所」という。）に係る同法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合等にあつては、都道府県の教育委員会。）は、保育所に係る就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 3 条第 1 項に定める認定を行う場合において、当該認定の日から起算して 5 年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものと規定する認定こども園法第 5 条を削除することとしたこと。

また、その他所要の規定の整備を行うこととしたこと。

2. 経過措置（法附則第 4 条）

1 の規定の施行の日（平成 27 年 6 月 26 日）前に認定こども園法第 3 条第 1 項の規定によりされた法第 6 条の規定による改正前の認定こども園法第 5 条第 1 項の有効期間が定められた保育所に係る認定（同日において有効期間を経過していないものに限る。）については、同日において同法第 3 条第 1 項の規定によりされた有効期間の定めがない保育所に係る認定とみなすこととしたこと。

3. 施行期日

保育所型認定こども園の認定の有効期間の廃止及び当該規定の経過措置に係る規定は、法の公布の日（平成 27 年 6 月 26 日）から施行することとしたこと。

本件担当：

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

TEL：03-5253-2111（代表）内線 38340

FAX：03-3581-0992

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL：03-5253-4111（代表）内線 3137

FAX：03-6734-3736

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（代表）内線 7920

FAX：03-3595-2674